

23 年度、医学部 4 年連続 定員増！

- 国公立 27 大学で 87 人増員の見通し！
- 大学名等の公表は 12 月初旬、認可は 12 月後半！

旺文社 教育情報センター 22 年 10 月 22 日

文部科学省(以下、文科省)はこの程、平成 23(2011)年度における医学部医学科(以下、医学部)の入学定員(編入学を含む。以下、定員)の増加についての方針を発表した(『平成 23 年度における医学部入学定員の増員について』)。医学部の定員は、19 年度以前の抑制方針から一転、20 年度から 4 年連続の増加となる。

文科省は、すでに医学部を設置している大学へ意向を確認しており、国公立 27 大学から 87 人ほどの増員が申請される見通しだ。

今後のスケジュールは、11 月半ばに各大学から文科省へ申請、12 月 7 日ごろ文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会に諮問、12 月後半に認可となる。増員数をはじめとした各大学の具体的な計画は、諮問の時期にあわせて公表される。22 年度同様、入試直前期となるが、医学部志望の受験生には重要な情報だ。

<23 年度定員増方針の概要>

23 年度の定員増は、22 年度と同様の枠組みとなっている。すなわち、「地域の医師確保」「研究医養成」「歯学部からの定員振替」の大きく 3 つの枠を用意し、各大学から定員増の申請を受ける。“緊急臨時的”とされている今回の定員増の期間は、平成 31 年度までの 9 年間で、以降については、その時点で再び判断するという。

●23 年度定員増の枠組み

《地域の医師確保の観点からの定員増》

- ・都道府県の地域医療再生計画に基づき、地域の医師確保に係る奨学金を活用し、選抜枠を設けて医師定着を図ろうとする大学の入学定員の増員を認める。
- ・各都道府県につき、10 人以内の増員を認める。

《研究医養成のための定員増》

- ・優れた教育研究資源を活かし、学部・大学院教育一貫した特別コース及び奨学金を設ける等を条件に、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成の拠点を形成しようとする大学の入学定員の増員を認める。
- ・各大学につき 3 人以内。最大 10 人。

《歯学部入学定員の削減を行う大学の特例》

- ・歯学部入学定員を減員する大学について、減員数の範囲内で一定の医学部入学定員の増員(10 人以内)を認める。最大 30 人。

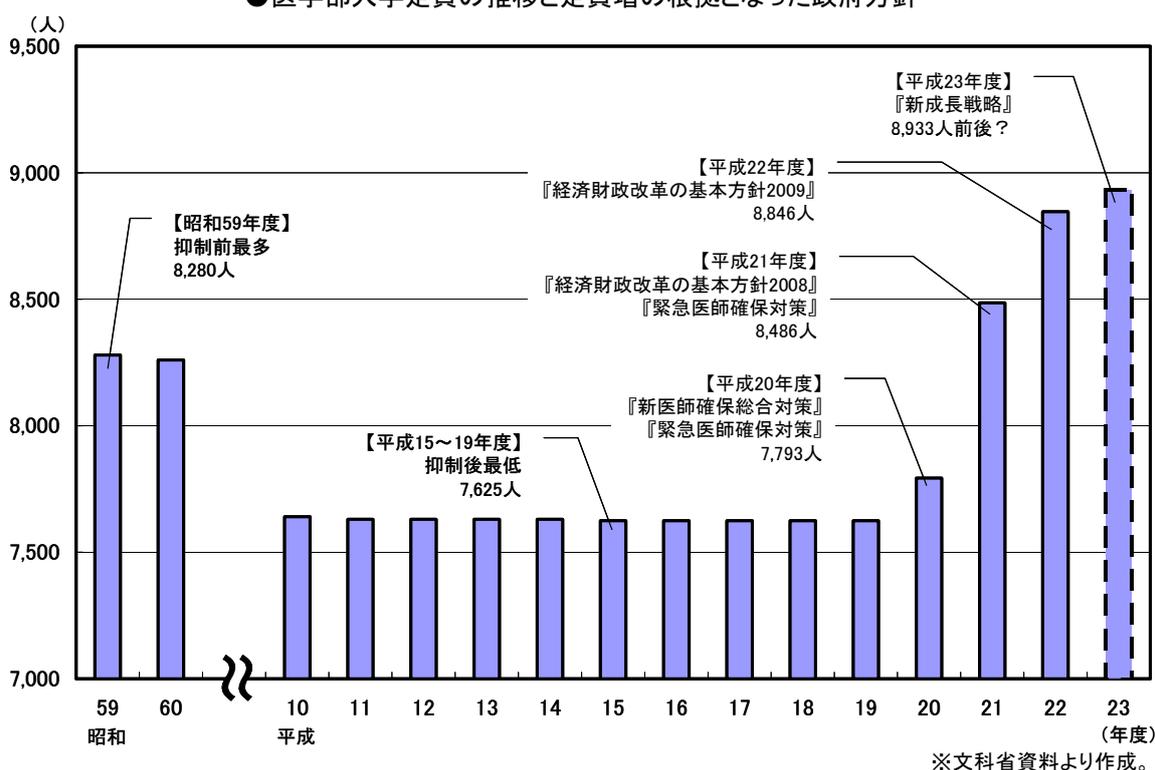
※文科省『平成 23 年度における医学部入学定員の増員について』より。

23年度の枠組みのもととなった22年度の実績を見ると、「地域の医師確保」として55大学313人、「研究医養成」として11大学17人、「歯学部からの定員振替」として6大学30人の定員増が行われた。しかし実際の入試の結果では、「地域の医師確保」のうち、特に卒業後の勤務地を条件に奨学金等を支給する「地域医療枠」で定員に満たなかった大学が発生した。受験生にとって、勤務地を限定されるというハードルが高いことに加え、具体的な大学名や増員数等、申請・認可の公表時期が遅かった（12月末認可）ため、受験生に認知が広がり、出願校として検討する時間的余裕が少なかったようだ。

<医学部入学定員の推移>

医学部の入学定員は、昭和56～59年度に当時のピーク8,280人となって以降、抑制方針がとられ、平成15～19年度は7,625人となっていた。医師養成に関わる学科は、原則、定員増や新設ができないこととなっており、それは現在でも変わらない。しかし、近年の地域医療や特定診療科における医師不足や偏在の深刻化により、20年度以降は毎年、さまざまな政府方針を根拠として、増員期限つきで臨時的に定員増が行われてきた。23年度は8,933人前後となる見通しで、わずか4年間で約1,300人の増員（17%増）となる見込みだ。

●医学部入学定員の推移と定員増の根拠となった政府方針



※入学定員には編入学定員を含む。私立大学の入学定員は募集人員。

4年連続、しかも急激な定員増となると、各大学が教育の質を保ちつつ、どれだけの学生を受け入れることができるか、という課題も出てくる。22年度の定員増は、国立大はすべて、公立大は8校中6校で行われた一方で、私立大は29校中、13校にとどまった。23年度は、22年度に定員増を行わなかった大学の動向が特に注目される。

●22年度に定員増を「行わなかった」大学

公立＝札幌医科大／横浜市立大

私立＝自治医科大／昭和大／東海大／東京慈恵会医科大／東京女子医科大／東邦大／日本大／
金沢医科大／愛知医科大／藤田保健衛生大／大阪医科大／関西医科大／兵庫医科大／川
崎医科大／産業医科大／福岡大

<『新成長戦略』と厚生労働省調査>

23年度の定員増は、『新成長戦略』（22年6月閣議決定）に基づき、『病院等における必要医師数実態調査』（同9月厚生労働省発表）の結果を踏まえて策定された。

『新成長戦略』は、今後10年間を見越した中長期的な政府方針で、国として注力すべき7分野を掲げている。医師養成数の増加については、そのうちの1つ「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」で謳われている。

『実態調査』は、22年6月に厚生労働省が全国の病院等に対し、現員医師数と、①求人中の医師数、②求人をしていないが必要と思われる医師数、を調査したもの。現員医師数を“1”とした場合、必要とされる医師数の倍率は、全国平均で①1.11倍（不足数18,288人）、②を含めると1.14倍（同24,033人）となる。また、全国的な医師不足の状況に加え、都道府県別では地域格差も浮き彫りとなっている。

23年度の定員増が、本調査を踏まえたものである以上、必要倍率の高い都道府県にある大学、あるいはその自治体と連携をとる大学の動向が注目される。

●都道府県別 現員医師数に対する必要医師数の倍率

県名	倍率	県名	倍率	県名	倍率	県名	倍率	県名	倍率
1 岩手県	1.40	11 滋賀県	1.22	21 福井県	1.18	31 広島県	1.15	41 石川県	1.11
2 青森県	1.32	12 徳島県	1.22	22 宮崎県	1.18	32 山口県	1.14	42 愛知県	1.11
3 山梨県	1.29	13 静岡県	1.21	23 沖縄県	1.18	33 北海道	1.13	43 福岡県	1.11
4 島根県	1.28	14 鹿児島県	1.21	24 栃木県	1.17	34 兵庫県	1.13	44 埼玉県	1.10
5 大分県	1.26	15 秋田県	1.20	25 富山県	1.17	35 熊本県	1.13	45 神奈川県	1.10
6 山形県	1.24	16 三重県	1.20	26 愛媛県	1.17	36 千葉県	1.12	46 大阪府	1.09
7 岐阜県	1.24	17 群馬県	1.19	27 奈良県	1.16	37 京都府	1.12	47 東京都	1.08
8 高知県	1.24	18 鳥取県	1.19	28 宮城県	1.15	38 岡山県	1.12	平均	1.14
9 福島県	1.23	19 香川県	1.19	29 茨城県	1.15	39 佐賀県	1.12		
10 新潟県	1.22	20 長野県	1.18	30 和歌山県	1.15	40 長崎県	1.12		

※厚生労働省『病院等における必要医師数実態調査の概要』より作成。
※倍率＝現員医師数に対する、「現員医師数＋必要求人医師数＋必要非求人医師数」の倍率。



各大学の具体的な定員増の内容は、12月初旬に公表され次第、旺文社 Web サイト『パスナビ for Teachers』にて詳細をお届けする。